

11 その他の支援策

No.	自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間等	募集人数等	担当課	電話番号	HPアドレス
1	山形県	新規就農パンフレット	—	新規就農者の支援制度をまとめたガイドブックを作成・配布（HP公開あり）	—	—	(公財)やまがた農業支援センター	023-641-1117	https://www.yamagata-nogyo-sc.or.jp/
2	山形県	経営継承相談窓口	—	「やまがた県農業経営・就農支援センター」の経営継承に関する相談窓口を(公財)やまがた農業支援センター内に設置し、第三者継承を希望する就農予定者等への相談支援	—	—	(公財)やまがた農業支援センター	023-673-9888	https://www.yamagata-nogyo-sc.or.jp/
3	山形県	農業の経営継承ガイドブック	—	経営継承に係る相談ノウハウ、税制面で活用できる制度等をまとめたガイドブック(更新版)を作成・配布(支援機関向け)	—	—	山形県農業経営・所得向上推進課 (公財)やまがた農業支援センター	023-630-2424 023-673-9888	—
4	山形県	経営継承準備支援事業	・非農家出身で、第三者継承により農業に新規参入しようとする継承希望者(受け手)と、後継者がいないため、経営資産(有形・無形)の移譲を希望する農業者(出し手)が第三者継承に係る合意が確実と見込まれる場合 ・また、出し手、受け手双方が、事前にやまがた農業支援センターの経営継承相談窓口を利用している場合	○第三者経営継承を行う予定の経営資産の鑑定・契約・登記等に要する経費 ○対象経費の1/2又は50万円のいずれか低い額	2月末まで実施(助成金交付要綱策定中)	予算の範囲内(事前に要相談)	(公財)やまがた農業支援センター	023-673-9888	今後、やまがた農業支援センターHPに掲載予定
5	山形県	農地利用効率化等支援交付金	・目標地図に位置付けられた者 ・実質化された人・農地プランの中心経営体 ・継続的な農地利用を図るものとして市町村が認める者	融資を受けて農業用機械等を導入する際に、融資残について補助金を交付することにより、主体的な経営展開を支援。 補助率：融資残額3/10上限	—	予算の範囲内	(申し込み)各市町村農林担当課	—	—
6	④山辺町	青年農業者団体支援事業	山辺町青年農業者連絡協議会	青年農業者交流等の目的団体への研修、企画事業等への助成(定額)	—	予算の範囲内	産業課	023-667-1106	—
7	⑥寒河江市	寒河江市農業後継者育成事業	寒河江市内の農業後継者等で組織する団体	団体が自主的に行う講演会や視察研修会等の活動経費に対し定額助成(30万円)	—	予算の範囲内	農林課	0237-85-1763	—
8	⑥寒河江市	寒河江市新規就農者支援育成協議会事業	寒河江市内で新規就農を希望する者に対する支援・育成を行う団体	市農林課・農業委員会・西村山農業技術普及課・JAさがえ西村山・市農業士会・広域農業活性化センター・担い手の会等で構成された協議会が、新規就農者等の支援と育成・確保を図るため、各組織が連携して様々な相談や情報提供等を行う	—	予算の範囲内	農林課	0237-85-1763	—
9	⑥寒河江市	寒河江市若者定着支援未来創成事業	西村山地区内に親が在住している現在奨学金を返還しているUターン若者	助成対象者の認定を受けた年度以降、最大124.8万円(総額)を補助。	—	予算の範囲内	みらい協働課	0237-83-3205	https://www.city.sagae.yamagata.jp/jigyuu/jigyuu/hojyoshien/uturnshogakukin.html
10	⑩大江町	大江町新規就農者用農業共同作業所設置	本町に移住し新規に就農を開始する者で、将来にわたり大江町で営農をおこなう意思がある者	平成28年度にJAの倉庫を、平成30年度に旧保育園を改修し、新規就農者が共同で利用することのできる作業所を2箇所設置。作業小屋等を持たない新規就農者が選果や箱詰め等の作業ができる環境を整え、利便性を高める。	—	予算の範囲内	農林課	0237-62-2115	—
11	⑩大江町	大江町新規就農者用農機具共同利用事業	本町に移住し新規に就農を開始する者で、将来にわたり大江町で営農をおこなう意思がある者	新規就農者が共同で利用することのできる農機具購入(農機具バンク)に対し町で補助。独立就農時の初期投資を軽減。	—	予算の範囲内	農林課	0237-62-2115	—
12	⑪村山市	就農研修補助「いっくど農業ねっぐプログラム」(村山市担い手創造推進事業費補助金)	市内で就農して認定新規就農者となる者が確実と見込まれる者(経営開始5年以内)	○移住就農研修者の生活、住居、車両等の経費への支援 計最大324万円 最長3年間 重点作物への取組	随時募集	予算の範囲内	農林課	0237-55-2111(内線251~252)	https://www.city.murayama.lg.jp/
13	⑪村山市	村山市担い手創造推進協議会「いっくど農業ねっぐプログラム」(村山市担い手創造推進事業)	市内での就農を希望する方または市内で就農している方	○村山市担い手創造推進協議会による総合支援平成28年7月に設立。就農者の募集や就農・営農相談への対応、就農体験・研修の受け入れ、農業者間の情報共有・交流事業など「仲間づくり」の観点で幅広い活動を展開していく	随時募集	予算の範囲内	農林課	0237-55-2111(内線251~252)	https://www.city.murayama.lg.jp/
14	⑪村山市	村山市新規就農者ネットワーク「いっくど農業ねっぐプログラム」(村山市担い手創造推進事業)	市内の認定新規就農者または認定新規就農者と同等と認める者	○村山市新規就農者ネットワークによる情報共有・交流活動 担い手として着実に定着することを目的に、新規就農者たちが連携し、個人・相互の経営向上・確立に向けて情報共有や交流活動に取り組んでいく	随時募集	予算の範囲内	農林課	0237-55-2111(内線251~252)	https://www.city.murayama.lg.jp/

No.	自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間等	募集人数等	担当課	電話番号	HPアドレス
15	⑬尾花沢市	親元就農支援事業 励金交付事業	3親等以内の者の経営体において、専業で農業に従事する市内在住の50歳未満の者	就農初年度に20万円（1回限り）	—	予算の範囲内	農林課	0237-22-1111	—
16	⑳米沢市	米沢市農業新規参入 促進報奨金	・「米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準」第3条の規定により新規就農者と認定された方 ・認定時の年齢が満50歳未満で、かつ本市に住所を有する方	1人当たり5万円（新規就農時1回限り）	—	5名程度	農業委員会事務局	0238-22-5111	—
17	㉓米沢市	親元就農支援交付金	令和6年度に親元就農した方	1人あたり20万円の交付	随時募集 (予算の範囲内)	5名	農政課	0238-22-5111	http://www.city.yonezawa.yamagata.jp/
18	㉕高畠町	たかはた農とびあ事業	町内で農業生産を行う45歳以下の者	①町内農業者のネットワーク構築のための研修会及び交流会の開催 ②公式LINEアカウント「たかはた農とびあ」を用いた情報発信	①年1～2回 ②随時	予算の範囲内	農林振興課	0238-52-1827	—
19	㉖川西町	新規就農総合支援事業	50歳以上の認定新規就農者（農業次世代人材投資事業経営開始型及び新規就農者育成総合対策経営開始資金非対象者）	50歳以上の認定新規就農者に対して、就農奨励金30万円を支給。認定期間中1回限り。	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	予算の範囲内	産業振興課	0238-42-6642	http://www.town.kawanishi.yamagata.jp
20	㉗長井市	長井市生き生き就農 移住支援事業	農業次世代人材投資事業（経営開始型）、新規就農者総合対策（就農準備資金、経営開始資金、雇用就農資金）対象者で、本市に移住する者	40万円（夫婦で移住の場合は50万円）	随時募集	予算の範囲内	農林課	0238-82-8015	http://www.city.nagai.yamagata.jp/
21	㉙白鷹町	農業再生協議会 担い手農業者育成支援事業 (資格習得費用支援)	・認定新規就農者であること。 ・実質化された人・農地プランの中心経営体に位置付けられた農業者 ・特に白鷹町農業再生協議会会長が認めたもの	農業機械等の運転に必要な免許資格等の習得費用の支援	随時	予算の範囲内	農林課	0238-85-6107	http://www.town.shirataka.lg.jp/
22	㉚鶴岡市	不動産情報提供登録 制度	移住希望者	移住希望者に対して、鶴岡地区宅建協会と連携して希望する不動産情報を提供。	随時	—	地域振興課	0235-35-1191	http://tsuruoka-iju.jp/